

市政運営に対する市民評価、**肯定的な評価が多数**

問 人事室 (☎825・2198)、企画二課 (☎825・2019)

市民意識調査のうち「市政運営に対する評価」の結果

設問	<4年間のまちの変化についてお伺いするものです> あなたは市長をはじめ、市の経営に責任を持つ特別職の市政運営を評価しますか				【調査期間】 令和5年8月4日～8月21日
	大いに評価する	ある程度評価する	あまり評価しない	全く評価しない	
回答	350件	1,037件	147件	29件	【調査対象】 令和5年7月1日現在、市内在住の満18歳以上の市民から無作為抽出した3,500人
	肯定的評価 88.7%		否定的評価 11.3%		

「市民評価連動型給料」の仕組み

報酬等審議会の審議を経て
条例で規定
他市や国とのバランス、社会経済
情勢などを考慮

100%
70%
条
例
分
の
給
料
※制度導入まで、市長の給料は条例分の30%を削減

「市政運営に対する評価」の結果に応じて、**30%を上限に給料を削減します。**

市政運営に対する評価

まちづくりの成果を市民に実感してもらうには、一定の期間（市長の任期である4年間程度）が必要なことから、おおむね4年ごとに実施している「市民意識調査」に「市政運営に関する評価項目」を設けます。

大いに評価する
 ある程度評価する
肯定的評価 A%

あまり評価しない
 全く評価しない
否定的評価 B%

削減割合の判定 否定的評価が肯定的評価を上回る割合を減額
B% - A% = 削減割合 ※肯定A% ≥ 否定B%の場合、ペナルティとしての減額は行わない

つまり 市の経営責任を持つ特別職の市政運営が不十分であるとの評価が上回った場合、ペナルティとして、特別職の給料を引き下げます（上限30%）。

結果を受けての特別職の給料

特別職給料の削減割合の判定

【肯定的評価】
88.7%

【否定的評価】
11.3%

特別職の給料（月額）		
市長	副市長	教育長
1,020,000円	870,000円	770,000円

本評価結果を「市民評価連動型給料」として特別職給料に連動させ、令和5年10月支給分から反映します。

※本結果については、おおむね4年ごとに実施する市民意識調査で改めて評価を実施するまでの間、適用します。

つまり 市民意識調査における「市政運営に対する評価」については、肯定的評価が否定的評価を上回る結果となったため、経営上のペナルティとしての給料削減は行われません。